

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 弔慰金

Q. 先日、社員が亡くなりました。退職金の他に弔慰金も支給しようと思っています。どのような取扱いになりますか？

A. 法人が支払う弔慰金は支払う法人側と受け取る個人側の各税目につき次のように取り扱われます。

【法人税】

法人税では、弔慰金は、弔慰金の支払額が社会通念上相当であるならば、支給した日の事業年度の損金の額に算入することができることとなっています。この場合の社会通念上相当かどうかは、その法人の規模、その者の社会的地位及び他の類似企業の支給状況等を勘案して判定することになります。なお、適正額を超える部分の金額は、退職給与として取扱われることとなります。

退職給与とされるので他の退職給与と合わせた総額で源泉徴収の対象となります。

【所得税】

所得税では、弔慰金として支給される金額が社会通念上相当であれば、課税しない(非課税)こととされています。

なお、適正額を超える部分の金額は、退職給与として取扱われることとなります。

退職所得は分離課税ですので支払う法人側で源泉徴収されて課税関係は終了します。

【相続税】

相続税では、弔慰金の金額のうち、次の金額までは相続財産に含めなくてよく、これを超える部分の金額は退職手当等として相続財産とみなして取扱われることとなります。

- ① 業務上の死亡であるとき…被相続人の死亡時における賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額
- ② 業務上の死亡でないとき…被相続人の死亡時における賞与以外の普通給与の半年分に相当する金額

★ 役員に対する慶弔見舞金

Q. 会社が役員に慶弔見舞金を支給する場合、何か注意することはありますか？

A. 役員に対する慶弔金が福利厚生費として認められるには、一定の条件を満たしておかなければなりません。

役員や従業員が結婚した場合や家族に不幸があった場合に、慶弔見舞金を支給する会社が多いと思いますが、この慶弔見舞金は世間一般で広く行われていることから給与課税は行われず、福利厚生費として処理することが認められています。

また、この場合には、受け取った役員や従業員にも所得税はかかりません。

しかし、慶弔見舞金だったらどんなものでも福利厚生費になるかというところではなく、福利厚生費として認められるためには次の条件を満たしておかなければなりません。

これらの条件を満たさないものは、福利厚生費として認められず、給与となり、役員の場合であれば臨時的な給与として損金不算入となってしまいますので注意してください。

- ① 社内規定に基づいて支給したものであること
- ② 支給額が世間並みの金額であること
- ③ 役員と従業員との慶弔見舞金がバランスの取れたものになっていること。

所得 税

★ フリーターに支払う給与に対する源泉徴収

Q. フリーターに支払う給与に対する源泉徴収はどのようにするのですか？

A. 正社員と同じ取扱いをします。

フリーターは雇用形態がさまざまですから、給与も正社員と違った取扱いがされるのではと思われるかもしれませんが、税法では特別な取扱いをしておらず、正社員と同じ取扱いをします。

したがって、給与が月払いである場合には、「源泉徴収税額表」の月額表を適用し、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を適用して所得税の源泉徴収をすることになります。

また、給与が日払いの場合は、「源泉徴収税額表」の日額表を適用し、月払いと同様、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を適用して所得税を源泉徴収します。

ただし、①雇用期間が2ヶ月以内と定められている人に対して、②日給又は時間給を支給する場合(雇用期間の延長や再雇用により継続して雇用されることとなった場合は、2ヶ月を超える部分は除きます)は、日額表の丙欄を適用して源泉徴収をしてもよいこととなっています。

通勤手当は、正社員と同様、1ヶ月15万円(非課税限度額)までの部分は非課税となりますが、この場合には、非課税限度額を日割りして計算する必要はありません。

★ 非常勤役員に対する報酬

Q. 父に会社の非常勤役員になってもらい報酬を出そうと思っています。何か注意することはありますか？

A. 報酬の額は、職務の内容、従事割合、役員としての経験年数、会社の業種、同種同規模法人の役員報酬の支給状況等を総合的に勘案して決める必要があります。

法人税では、役員のことを、会社の取締役、監査役、理事、監事、清算人等、会社の経営に従事している者と規定しています。

したがって、会社が支給する金品が役員報酬として認められるためには、支給を受ける者が「会社の経営に従事」していなければなりません。名目だけの役員に支給する役員報酬は、税務上の役員報酬とはならず、その支給が、単に特定の役員の給与所得の分散を図るものであると認められるものであれば、その支給は、その役員に対して支払われた報酬として認定されることとなります。

また、非常勤役員として経営に従事しているということであれば、その職務の内容、職務の従事割合、役員としての経験年数、会社の業種・規模・所在地、会社の収益の状況、使用人に対する給料の支給状況、同種同規模法人の役員報酬の支給状況等を総合的に勘案してその報酬額が適正かどうか判断され、適正と認められる金額であれば損金の額に算入されますので、支給額を決める場合には、これらの点を考慮して決めなければなりません。

国税通則法

★ 仮装・隠ぺい行為とは

Q. 重加算税の対象になる仮装・隠ぺい行為とは、どんなことをいうのですか？

A. 次のような行為が仮装・隠ぺい行為とされています。

重加算税の対象となる仮装、隠ぺい行為とは、具体的には、次のような行為をいいます。

- ① 二重帳簿を作成すること
- ② 帳簿、原始記録、証憑書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳書、棚卸表その他決算に関係ある書類(帳簿書類)を破棄又は隠匿すること
- ③ 帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証憑書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行うこと
- ④ 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入を脱漏又は棚卸資産の除外をすること
- ⑤ 取引の慣行、取引の形態等から勘案して、通常その支出金の属する勘定科目として計上すべき勘定科目に計上しないこと
- ⑥ 秘匿した売上代金等をもって本人以外の名義又は架空名義の預貯金その他の資産を取得すること
- ⑦ 源泉徴収票、支払調書等の記載事項を改ざんし、もしくは架空の源泉徴収票等を作成すること

近年は一般税務調査においても容易に重加対象にするようになりました。